## 東日本大震災に係る医療保険制度の主な対応状況について

# 被災者の方の支援に関すること

## 1.被保険者証等の提示が無い場合の受診の取扱い

被保険者証等を紛失した場合など、医療機関にこれを提示できない場合であっても、 氏名、生年月日等を申し出ることによって、保険により受診できることとした。

#### 2.一部負担金等の取扱い

災害救助法の適用対象地域に住所を有しており、住家が全半壊した方や原子力発電所の事故に伴う政府の避難指示の対象となっている方等については、当面、医療機関での窓口負担無しで受診できることとした。

これに伴い、保険者に対する財政措置を検討中

# 主に被災地の医療機関への配慮に関すること

## 1.診療報酬の算定について

患者の急激な増加等に鑑み、診療報酬の算定について柔軟な取扱いを行うこととした。

## (1)医療法上の許可病床数を超過する入院の取扱い

被災者を受け入れたことにより医療法上の許可病床を超過する場合には、通常適用される診療報酬の減額措置を行わないこととした。

#### (2)看護配置の変動に関する取扱い

被災者を受け入れたことにより、看護要員の比率等に変動があった場合でも当面、 変更の届出は不要とした。

## (3) 平均在院日数の取扱い

他の医療機関から転院を受け入れた場合には、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合でも、当面、震災前から算定していた入院基本料を算定することとした。

#### (4) 本来の病棟でない病棟等に入院した場合の取扱い

原則として、当該患者が実際に入院した病棟の入院基本料等を算定することとした。また、会議室等病棟以外の場所に入院させた場合には、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、 当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定することとした。

## (5)透析を目的とした他医療機関受診の取扱い

震災前から継続して入院している慢性透析患者であって、今般の震災により当該 保険医療機関の透析設備が使用不可能となるなど真にやむを得ない事情がある場合には、当該患者が透析を目的として他医療機関受診を行った場合は、その日について入院基本料等の控除を行わないこととした。

## (6) DPC 対象病院の要件等の取扱い

被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増した場合には、看護要員の数等の施設基準について、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出は不要とした。また、DPC 病院が提出する退院患者に係るデータについて、平成23年2月分及び3月分の提出期限を6月22日まで延長した。

# 2. 震災に伴う診療報酬の請求方法について

## (1)診療報酬の過去の実績に基づく概算請求

震災により診療録を滅失した場合などには、過去の実績に基づき診療報酬の概算 請求を認めることとした。(別紙)

#### (2)診療報酬請求書の提出期限の延長

診療報酬請求書等の審査支払機関への提出期限を、通常の4月10日から4月13日まで延長することとした。

## 主に被災地以外の医療機関への配慮に関すること

#### 1.診療報酬の算定について

被災地から患者を受け入れている医療機関の状況等に鑑み、診療報酬の算定について柔軟な取扱いを行うこととした。

## (1)医療法上の許可病床数を超過する場合の取扱い

被災者を受け入れたことにより医療法上の許可病床を超過する場合には、通常適用される診療報酬の減額措置を適用しないこととした。

#### (2)看護配置の変動に関する取扱い

被災者を受け入れたことや、被災地に職員を派遣したことにより、看護要員の比率等に変動があった場合でも、当面、変更の届出は不要とした。

#### (3)平均在院日数の取扱い

被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当面、当該患者を除

いて平均在院日数を計算することとした。

## (4) 本来の病床でない病床等に入院した場合の取扱い

原則として、当該患者が実際に入院した病棟の入院基本料等を算定することとした。

## (5)透析を目的とした他医療機関受診の取扱い

被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院 を受け入れた場合であって、当該被災地以外の医療機関の透析設備の不足等、真に やむを得ない事情により、当該患者が透析を目的として他医療機関受診を行った場 合は、その日について入院基本料等の控除を行わないこととした。

## (6) DPC 対象病院の要件等の取扱い

被災者を受け入れたことや被災地に職員を派遣したことにより入院患者が一時的に急増した場合には、看護要員の数等の施設基準について、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出は不要とした。また、DPC病院が提出する退院患者に係るデータについて、平成23年2月分及び3月分の提出期限を6月22日まで延長した。

# その他

## 1.医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について

被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けることができるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局において、患者への最適な医療を確保しつつも、医薬品の長期処方を自粛し、分割調剤を考慮していただくよう依頼した。

## 2.経腸栄養剤の適正使用について

震災にともない、製造が中止されている一部の経腸栄養剤について、一時的な供給不足による患者への影響を最小限にするため、通常時を上回る在庫を控えたり、入院患者で、いわゆる医療食等を用いた食事療養が可能な患者については、出来る限り院内での食事療養費で対応し、在宅患者等へ医薬品を優先的に使用すること等を依頼した。

今般の震災に伴う保険医療機関に対する診療報酬等の算定方法等について

## 第1 保険医療機関等に対する震災に関する診療報酬等の請求方法について

1. 平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合に、概算請求を行うことができるものとする。

## (1)診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)については、平成23年3月11日以前の診療等分については概算による請求を行うことができる。この場合にあって、同年3月12日以降に診療等を行ったときは、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

#### (2)被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による請求を行うことができる。

2 概算請求による診療報酬等の算出方法については、原則として平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの診療報酬等支払実績により(当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。)、下記からにより算出し、それを合計して支払を行うこととする(を加算するのは上記1(2)の場合)。

入院分

-	平成22年11月~平成23年 入院分診療報酬等支払額	1月 ×	平成23年3月の入院診療 実日数(1)
	9 2 日		X1. ( )
外来	分		
	平成22年11月~平成23年	1月	
	外来分診療報酬等支払額		平成23年3月の外来診療
-		×	実日数( 1)

70日

( 1)上記1(1)の請求を行う保険医療機関等については、平成23年3月1 1日までの診療等実日数。

平成23年3月12日以降の診療増(入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分)及び一部負担金等の猶予分

#### 第2 震災に関する診療報酬等の保険者等による按分について

- 1 上記第1の概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。
- (1)診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、平成22年11月から平成23年1月 までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき按分す る。ただし、平成22年11月から平成23年1月までの間において、当該保険医療機関 等に対する診療報酬等支払実績が1回のみの保険者は、按分の対象から除く。
- (2)公費負担医療(地方単独事業を含む。)の診療報酬及び高齢者医療制度円滑導入 臨時特例交付金(以下「指定公費」という。)による一部負担金の一部の支払につ いても、(1)に準じて取り扱う。
- (3)(2)に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」(平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙)第二の5により、審査支払機関が基金を取り崩すことにより支払うものとする。
- 2 被保険者等が保険医療機関等に対して、地震により被保険者証等を提示できないため、 氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により療養を受けた場合(地 震直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等こ れに準ずる申立により療養を受けた場合を含む。)であって、住所地の保険者又は事業 所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者に係る保険者が特定でき ないときの当該療養に係る通常の方法による請求が行われた診療報酬等に関する各保険 者の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。
  - (1)診療報酬等については、患者の住所地又は事業所の所在地が属する県内において 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都の区域を除く。)に所在

する全ての保険医療機関等に対する平成22年11月から平成23年1月までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき按分する。ただし、平成22年11月から平成23年1月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみの保険者は、按分の対象から除く。

- (2)指定公費による一部負担金の一部の支払についても、(1)に準じて取り扱う。
- (3)(2)に基づき指定公費により負担すべき費用については、1(3)と同様、審査支払機関が基金を取り崩すことにより支払うものとする。

#### 電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

#### 1.事務連絡3(2) 関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

被保険者証の「保険者番号」を記録する

被保険者証の「記号」は記録しない

「番号」は「999999999(9桁)」を記録する

摘要欄の先頭に「不詳」を記録する

保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に 住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

#### 2.事務連絡3(2) 関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する

被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する

被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、

「記号」は記録しない

「番号」は「99999999(9桁)」を記録する

摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

#### 3. 事務連絡3(2) 関連

本事務連絡3(2) において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

#### 4. 事務連絡3(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

例えば

2か月分

4週間分

患者の皆様へ(お願い)

# 投与日数の短縮にご協力を

今般の震災に伴い、被災地では薬が不足しています。 また、製薬会社の工場が被災して、生産できない薬もあります。

避難所などで厳しい生活を余儀なくされている被災地域の方々へ優先して薬を届けなければなりません。

被災地域以外の病院や診療所の患者の 皆様には当面、薬の長期処方の自粛にご協力をお願いします。 被災地の方々へ 優先して

被災された方々が必要な医療を受けられますよう、患者の皆様にはご不自由をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。





1か月分

2週間分